

利用料金改定について

○具志川多種目球技場

区分		利用料金 (令和4年10月1日改正)	利用料金 (旧：令和4年9月30日まで)	
スポーツおよびレクリエーションの普及並びに振興又は催物のために使用する場合	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収しない場合	小・中・高校生	1時間につき 380円	1時間につき 250円
		大学生・一般	1時間につき 750円	1時間につき 500円
		職業チーム	1時間につき 3,000円	1時間につき 2,000円
		その他の興行	1時間につき 3,000円	1時間につき 2,000円
	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収する場合	小・中・高校生	1時間につき 980円	1時間につき 650円
		大学生・一般	1時間につき 1,350円	1時間につき 900円
		職業チーム	入場料を徴収しない場合の料金で計算して得た額に、最高入場料額（税込）に100を乗じて得た額を加算する。	
		その他の興行	入場料を徴収しない場合の料金で計算して得た額に、最高入場料額（税込）に100を乗じて得た額を加算する。	
附属施設使用	会議室	小・中・高校生	1時間につき 240円	
		大学生・一般	1時間につき 430円	
		職業チーム	1時間につき 650円	
		キャンプ・合宿等	1時間につき 1,300円	
	ロッカールーム	小・中・高校生	1時間につき 240円	
		大学生・一般	1時間につき 470円	
		職業チーム	1時間につき 710円	
		キャンプ・合宿等	1時間につき 1,420円	
	審判室	1室1時間につき 150円		
	冷房使用	1室1時間につき 500円		
	シャワー利用	1人当たり 100円		
		1団体1室当たり 1,000円		
	放送設備	1日当たり 1,000円		
照明施設使用	野球用点灯	1時間につき 3,000円		
	サッカー用点灯	1時間につき 3,000円		
附属備品使用	専用使用の場合は、附属備品等の料金は施設利用料金に含む。			

○具志川多種目球技場、勝連総合グラウンド

衛生費	興行	1時間につき 2,500円
	大会	1時間につき 400円

備考

- 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 使用許可時間を超えて使用した場合は、その超過した時間（1時間未満は1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 3 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外のものが使用する場合は、この表に定める利用料金の100分の50に相当する金額を加算する。
- 4 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 就学前の者が利用する場合は、「小・中・高校生」の区分により利用料金を徴収する。